

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

～H29

市町村ごとに必要な支出を保険料と公費でまかっていた。

国・県等

公費

診療報酬請求



診療報酬の支払



医療機関

保険料(税)を納付



被保険者証の発行、
保険料(税)の賦課決定、
保険給付の決定、支給



国保加入者

市町村

H30～

- ① 県全体で必要な保険給付費等の支出額等をもとに、納付金総額を算定します。
- ② 市町村ごとの所得水準等に応じた各市町村の納付金額を決定し、市町村から集めます。
- ③ 市町村は納付金を支払うために必要な費用を保険料で集めます。
- ④ 県は、市町村から集めた納付金と国からの公費を財源として、市町村に保険給付費等交付金を支払います。
- ⑤ 市町村は保険給付費等交付金を財源として、保険給付費(診療報酬等)を支払います。

国等

公費

都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付

長野県

運営方針の策定
(県内の統一的方向)

保険給付に必要な費用を、
全額、各市町村に支払う
(交付金の交付)

新たな仕組み

市町村

診療報酬請求



診療報酬の支払



医療機関

保険料(税)を納付



被保険者証の発行、
保険料(税)の賦課決定、
保険給付の決定、支給等



国保加入者

国保保険料の賦課、徴収の仕組み(イメージ)

